

入札公告

一般競争入札（条件付）を次のとおり実施する。

令和6年4月 8日
宮崎県水産試験場長

1.競争入札に付する事項

(1)件名

「ウナギ稚仔魚飼育技術実証試験」支援業務に係る労働者派遣業務

(2)内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3)契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4)入札方法

(1)の労働者派遣業務について入札を実施する。

派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金について単価契約を締結するので、入札金額は、契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険料及び社会保険料等を含む派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金を記載するものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

2.契約に係る特約事項

(1)宮崎県財務規則第109条により、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合は本契約を解除するものとする。

(2)県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3.競争入札に参加する者に必要な資格

(1)この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
ア.地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

イ.会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更正

法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

ウ.本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の業務実績を有する者。

エ.宮崎県競争入札資格者名簿に登録されている者。

オ.県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

カ.この公告の日から開札日までに、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加停止の措置を受けていない者。

キ.宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。

ク.労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく労働者派遣事業の許可を受けている事業者であること。

- (2)入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式 1）を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格審査申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときには、これに応じなければならない。

ア.提出書類 入札参加資格審査申請書（様式 1）

イ.提出場所 宮崎県水産試験場 管理課 宮崎市青島 6 丁目 16 番 3 号

ウ.提出期限 令和 6 年 4 月 17 日（水曜日）午後 5 時まで 必着

エ.提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

4.契約条項を示す場所及び期間

(1)場所

宮崎県水産試験場 宮崎市青島 6 丁目 16 番 3 号

(2)期間

令和 6 年 4 月 8 日（月曜日）から令和 6 年 4 月 17 日（水曜日）まで
（午前 9 時から午後 5 時まで 閉庁日を除く。）

5.入札説明書及び仕様書の交付

(1)場所 4 の(1)に同じ

(2)期間 4 の(2)に同じ

6.入札説明会

入札説明会は実施しない。

7.入札及び開札の場所並びに日時

- (1)場所 宮崎県水産試験場 2階会議室 宮崎市青島 6丁目 16番 3号
- (2)日時 令和6年4月24日(水曜日) 午前10時

8.入札に関する質問及び回答

(1)質問 本件入札に関し、質問がある場合は、入札質問書(様式4)を次により提出するものとする。

ア.提出期間

令和6年4月8日(月曜日)から令和6年4月11日(木曜日)まで
(午前9時から午後5時まで)

イ.提出先 宮崎県水産試験場 管理課

電子メールアドレス suisanshikenjo@pref.miyazaki.lg.jp

(2)回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア.回答方法

個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メールまたはホームページで通知する。

イ.提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

9.入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10.入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1)入札参加資格のない者のした入札
- (2)同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3)2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4)入札書の表記金額を訂正した入札
- (5)入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6)入札条件に違反した入札
- (7)連合その他不正の行為があった入札

11.落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ落札者を決定する。その場合、落札者のくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、だたちに再度の入札を行う。

12. 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札を実施する。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。なお次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加できない。
 - ア 初度入札に参加しなかった者
 - イ 初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ウ 初度入札において、連合のその他不正な行為があった入札をした者
- (3) 再度入札の入札書の様式は、初度の入札で使用したものをを用いるが当様式上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (4) 再度入札における入札金額の記載方法及びその他の事項については、初度の入札同様です。
- (5) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなければならない。
- (6) 再度入札においても落札者となるべき者がおらず、予定価格との差が5%の範囲内にあるときは、最低入札者と予定価格の範囲内で随意契約をすることがある。

13. 当該契約に関する事務を担当する部局

宮崎県水産試験場 管理課

〒 889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号

電 話： 0985-65-1511

ファクシミリ： 0985-65-1163

E-mail： suisanshikenjo@pref.miyazaki.lg.jp